別表六の二(五)の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「及び第４号」を削り、「平成29年４月１日」を「平成31年４月１日」に改め、「（別表六の二（八）「10」の欄に金額の記載がある場合を除く。）」を削り、同第11号中

「「税額控除割合
(⑬、⑭又は⑮)＋((⑬、⑭又は⑮)×⑯)　⑰　を
（小数点以下３位未満切捨て）
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」」

「「税額控除割合
(⑩、⑪又は⑫)＋((⑩、⑪又は⑫)×⑬)　⑭　に改め、同第四号中「「当期税額基準額
⑲×((0.25又は0.4)＋⑳)　㉑　」」を「「当期税額基準額
⑯×((0.25又は0.4)＋⑰)　⑱　」」に改め、「（連
（小数点以下３位未満切捨て）
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」」

結親法人事業年度が平成31年４月１日以後に開始するものに限る。）」を削る。

別表六の二(五)付表の表を次のように改める。